

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針と手続を明示しているか。

【評価の視点】

1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

1) 本学は、『内部質保証に関する方針』に内部質保証のための全学的な方針、体制及び手続きを定め、大学HPに公表している。内部質保証に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

（内部質保証の定義及び方針）

本学における内部質保証とは、教育研究等の状況について、自ら点検・評価を行い、その評価結果をもとに、質の向上を図り、適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していく恒常的・継続的プロセスをいう（以下、「PDCAサイクル」という。）。このPDCAサイクルを円滑に廻すことを通じて、本学の教育研究等の質を保証し、本学に対する社会的信頼をより一層確実なものとする。

（大大評2-1 内部質保証に関する方針）

2) 『内部質保証に関する方針』では、学長は、内部質保証推進の最高責任者として、全学的な立場から内部質保証システムの推進に責任を負うとし、本学の内部質保証推進に係る実施体制として、組織、内部質保証推進の対象及び手続きを明示している。組織面では、内部質保証のPDCAサイクルを機能させ、客観性を担保するために、「内部質保証推進委員会」、「自己点検・評価運営委員会及び同部門委員会」、並びに「外部評価委員会」を置くことを定めている。これらの各委員会の権限、役割、手続き等については、『順天堂大学内部質保証に関する規程』に具体的に定めている。各委員会に異なる権限、役割を持たせ、それぞれが役割を果たすことにより、学長の下で全学的に質保証に取り組む体制を構築している。内部質保証推進の対象は、(公財)大学基準協会の認証評価における大学基準の主要項目に準拠した内容としている。

（大大評2-2 順天堂大学内部質保証に関する規程）

（大大評2-3 順天堂大学自己点検・評価に関する規程）

（大大評2-4 順天堂大学外部評価委員会規程）

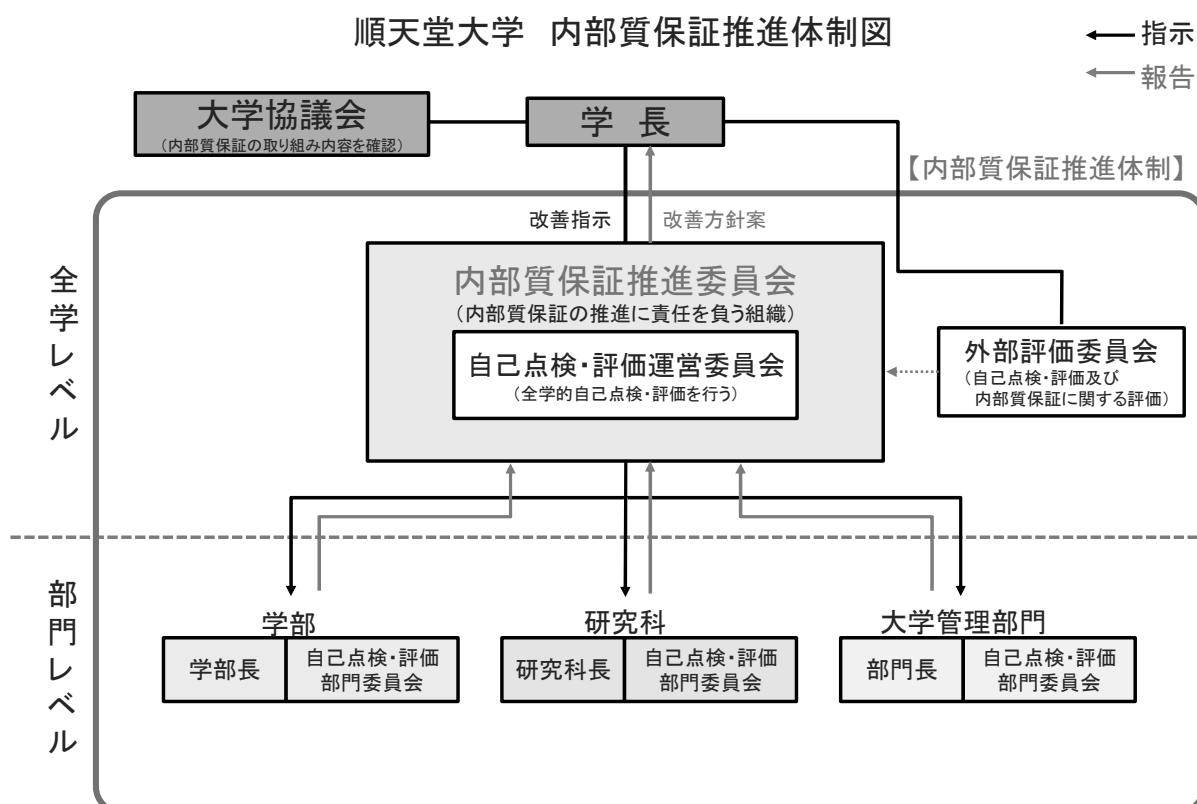
（大大評2-5 順天堂大学内部質保証推進体制図）

3) 内部質保証を推進する組織の権限と役割、内部質保証に関わる部門（学部・研究科等）との役割分担、PDCAサイクルの運用プロセスは次のとおりである。全学レベルでは、「学長」の下に内部質保証の推進に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を置き、同委員会に内包する形で全学的な自己点検・評価を行う「自己点検・評価運営委員会」（内部質保証のPDCAサイクルの「C」を担う）を置いている。部門レベル（学部・研究科等）で実施した自己点検・評価の結果は「自己点検・評価運営委員会」及び「内部質保証推進委員会」での審議を経て、「学長」に報告される。「学長」は、その報告を受け、改善を要する事項について当該部門に改善の指示を行う。当該部門では、必要な場合は「内部質保証推進委員会」の支援を受け、改善計画に沿って改善を実施する。改善結果は「内部質保証推進委員会」を

第2章 内部質保証

通じて、「学長」に報告されるという改善サイクルとなっている。「学長」は、内部質保証の取り組み内容を確認する必要がある場合や教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する場合には、学長が主宰する大学協議会で審議した後、各部門へ指示を出している。また、自己点検・評価及び内部質保証についての客観性・妥当性・有効性を第三者の立場から検証する「外部評価委員会」による評価を受ける仕組みになっている。なお、内部質保証推進に関する方針、体制図及び規程は、大学HPに公表し共有していることに加え、2021(令和3)年度から、教職員が日常業務を行う際のツールとして利用する学内ポータルサイトにも掲載して共有を図っている。

(大大評2-6 大学・大学院ホームページ 「大学評価」)



以上のことから、本学は、内部質保証のための全学的な方針と手続きを定め、明示しており、内部質保証に関わる組織の役割分担、PDCAサイクルの運用プロセスも明確であると評価する。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

【評価の視点】

- 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
- 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

1) 2020(令和2)年度より、『内部質保証に関する方針』及び『順天堂大学内部質保証に関する規程』に基づき、学長の下に、大学全体として内部質保証の推進に責任を負う「内部質保証推進委員会」を設置している。同委員会では、自己点検・評価の結果に基づく、全学及び学部・研究科等各部門に関わる要改善事項に対する改善方法の検討や学部・研究科等各部門で行わ

第2章 内部質保証

れる内部質保証の取り組み支援を行っている。構成員は、①学長特別補佐、②各学部長、③各研究科長、④総務局長、⑤その他、学長が必要と認める者である。

(大大評2-7 内部質保証推進委員会 委員一覧)

2) 内部質保証の推進に必要な自己点検・評価については、『順天堂大学自己点検・評価に関する規程』に基づき、「自己点検・評価運営委員会」及び各部門の「自己点検・評価部門委員会」が実施することとしている。「内部質保証推進委員会」が責任を負う内部質保証のPDCAサイクルのうち、「C」は「自己点検・評価運営委員会」が担当するように役割を整理している。「内部質保証推進委員会」に内包する形で全学的な自己点検・評価を行う「自己点検・評価運営委員会」を置いており、構成員は、①学長が指名する教授、②各学部長が指名する教授1名、③各研究科長が指名する教授1名、④総務局長、⑤その他学長が必要と認める者である。各部門の「自己点検・評価部門委員会」は、各部門で組織するものとし、各部門の長が委員長となり、部門委員会を運営している。

(大大評2-8 自己点検・評価運営委員会 委員一覧)

3) 「内部質保証推進委員会」は、全学的な内部質保証の推進に責任を負うことから、学部長・研究科長からなる部門長で構成し、「自己点検・評価運営委員会」は、大学全体の自己点検・評価を行うことから、教学実務に精通した教授で構成していることが特徴である。

4) 第三者の立場から本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みを客觀性・妥当性・有効性の観点から評価する「外部評価委員会」を設けている。外部評価委員は、学外有識者で構成され、大学運営全般に経験と実績を有する者、医学教育・スポーツ教育に造詣の深い者、高大接続の観点から中学・高等学校の運営責任者及び企業の執行役員を選任している。

5) 「自己点検・評価運営委員会」の審議結果は「内部質保証推進委員会」に報告され、「内部質保証推進委員会」及び「外部評価委員会」の審議結果は、学長に報告される。学長はこれらの報告を踏まえて各部門長に対し、必要な改善指示を行い、各部門長はこれを実行する。このように上述の3つの委員会がそれぞれの役割を果たすことにより、学長の下で全学的な教学マネジメントが有効に機能し、大学全体として必要な改善活動のサイクルが回り、本学の教育・研究等の改善・向上が図られる仕組みになっている。

(大大評2-1 内部質保証に関する方針)

(大大評2-2 順天堂大学内部質保証に関する規程)

(大大評2-3 順天堂大学自己点検・評価に関する規程)

(大大評2-4 順天堂大学外部評価委員会規程)

(大大評2-5 順天堂大学内部質保証推進体制図)

6) 内部質保証の取り組みは、教育研究活動等の評価及び改善・向上を図るための管理運営業務と不可分であることから、認証評価、自己点検・評価等に関する事務を含め、教学関係の評価及び改善・向上に係る事務を担当する大学の組織として、大学評価支援室を設置している。

(大大評2-9 順天堂大学大学評価支援室運営規則)

7) 上記の他、本学の内部質保証を支える仕組みとして、学長が主宰し、教育・研究に関して全学に共通する事項を審議する機関として、「大学協議会」を置いている。学則その他教育・研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項や全学的な教育課程の編成方針を協議する他、内部質保証システムの適切性を含め、各学部・研究科での教育・研究の質を高める取り組みを全学的に共有し、必要に応じ学長が指示を行うことにより、更なる改革・改善を促

第2章 内部質保証

すようになっている。

(大大評2-10 順天堂大学大学協議会規則)

- 8) また、授業レベルでの内部質保証として、授業がシラバスに基づいて実施されているのかなど、学生による授業評価の結果をもとにして授業改善を図っている。シラバスは毎年度作成しており、カリキュラム委員会等において第三者チェックを行い、その結果を各教員にフィードバックし内容の改善が図られるという体制が整備されている。

以上のことから、本学は、学長の下に内部質保証に責任を負う内部質保証推進委員会を置き、関連する組織がそれぞれの役割を果たすことにより、内部質保証の取り組みが円滑に進む体制を整備していると評価する。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

【評価の視点】

- 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況調査等）に対する適切な対応
- 7：点検・評価における客觀性、妥当性の確保
- 8：内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19への対応・対策の措置を講じたか

1) 本学では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方を次のとおり定め、ホームページに掲載している。この基本的な考え方に基づき、各学部・研究科では、3つのポリシーを策定している。3つのポリシーは、教育内容充実のためのPDCAサイクルの起点となるように制定しており、これらは、カリキュラム改正や教育内容の充実にあわせて、適宜、点検し、見直しを行っている。この点検・見直しの全学的な指示は、学長及び内部質保証推進委員会委員長の下で行われている。

(大大評2-11 法人ホームページ 「各種方針」)

(大大評2-12 3つのポリシー及びアセスメント・ポリシー改正要否の検討について)

《3つのポリシー策定の基本方針》

順天堂大学は、開学(1838年)以来、学は「仁」(人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心、これ即ち「仁」と理念「不断前進」(現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力し続ける姿勢)に則り、「三無主義」(出身校、国籍、性による差別無く優秀な人材を求め、活躍の機会を与える)の学風を掲げ、7学部3研究科6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」として教育・研究・医療そしてリベラル・アーツを通じて国際レベルでの社会貢献と人材育成を進めております。

本学に学び、卒業時・修了時に、何を身に付けたか、何ができるようになったかという質保証の観

第2章 内部質保証

点から、3つのポリシーでは、以下のことを明確しております。全学の方針を大学全体の視点で策定し、学位プログラム（学部、研究科）単位で詳細を明示しております。

1. ディプロマ・ポリシーで明確にしていること

卒業・修了に際し、当該課程における学位を授与する要件として、学生が身に付けているべき資質・能力の目標を示します。

2. カリキュラム・ポリシーで明確にしていること

ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を学生が効果的に身に付けられるように、どのようにカリキュラムを編成・実施し、学修成果をどのように評価するのかを示します。

3. アドミッション・ポリシーで明確にしていること

カリキュラムを通して、本学の卒業生・修了生となり得る意欲・資質を有する学生を入学者として得るため、求める学生像、入学に際し求められる学力の水準、入学者選抜などの方針を示します。

2) 『内部質保証に関する方針』、『順天堂大学内部質保証に関する規程』及び『順天堂大学自己点検・評価に関する規程』に基づき、内部質保証の推進に必要な自己点検・評価を、毎年度、全学的に実施している。自己点検・評価にあたり、例年2月～3月、「自己点検・評価運営委員会」にて、自己点検・評価報告書の作成方針、作成要領、点検・評価項目について審議し、各部門へ自己点検・評価報告書の作成を依頼している。各部門では、3月～5月、現状把握を行い、長所・特色及び問題点を明らかにする。問題点については、問題認識と同時にその改善方策を策定し、自己点検・評価報告書で説明することにしている。各部門から提出された自己点検・評価報告書は、6月～7月、「自己点検・評価運営委員会」の事務局にて取り纏められる。各部門の自己点検・評価報告書をもとに、8月～9月、「自己点検・評価運営委員会」にて、大学全体の視点で自己点検・評価を行い、全学の自己点検・評価報告書として纏められる。並行して、8月～9月、「外部評価委員会」からの評価を受けている。自己点検・評価の結果、明らかになった問題点とその改善方策、外部評価委員会の評価結果は、10月、学長及び「内部質保証推進委員会」に報告される。学長は改善方策を承認し、その改善を指示する。問題点を把握した部門は、改善方策に基づき、問題点の改善に取り組むこととなる。必要な場合は、学長からの指示又は「内部質保証推進委員会」の支援を得て改善に取り組む。改善の進捗状況は、3月末までに改善状況報告書に纏め、内部質保証推進委員会委員長に提出する。改善状況報告書は、翌年4月、全学的にとり纏められ、5月、「自己点検・評価運営委員会」及び「内部質保証推進委員会」で協議された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出し、これを受けた部門長は改善策を立案し、学長に報告のうえ実行するという流れで、教育、研究及び大学の諸活動の質を保証する一連のPDCAサイクルを回している。

(大大評2-13 各学部・研究科における自己点検・評価報告書)

(大大評2-14 第16次(令和3年度)自己点検・評価報告書 問題点及び改善策 まとめ)

(大大評2-15 第16次改善状況報告書 (抜粋))

(大大評2-6 大学・大学院ホームページ 「大学評価」)

3) 自己点検・評価の結果、内部質保証活動により改善した主な事例は、以下のとおりである。

(1) 学生の受け入れに係る公正確保

2018(平成30)年12月に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」を受けて、2019(令和元)年度に大学基準協会より、2018(平成30)年度以前の医学部入試における不適切な取り扱いに関し、①学生の受け入

第2章 内部質保証

れ、②管理運営、③内部質保証の問題点を指摘され、大学基準適合の判定を取り消された。指摘事項は、2019(令和元)年度の自己点検・評価報告書に明記され、それぞれ改善に取り組んだ。部門レベルでの改善活動として、医学部では、合否判定基準を改訂する等改善を図り、当該年度の入試について事後的に検証を行う入試検討委員会を設置し、入学者選抜の方法や合否判定基準自体の公正性・適切性について検証を行い、改善・向上に取り組んだ。全学的な対応として、内部質保証に関する規程等を整備し、内部質保証推進委員会にて、全学部・研究科の入試の公正性・適切性の検証を行い、その結果をもとに改善・向上の取り組みを行っていることを確認した。これらの取り組みは、学外有識者4名から成る外部評価委員会でも指摘事項は全て改善していると評価された。2020(令和2)年7月～10月に同協会の追評価を受審し、2021(令和3)年3月には問題点は改善されたことが認められ、大学基準「適合」の判定を得ている。上述の医学部の入試検討委員会は、2020(令和2)年10月に、入試検証委員会に名称変更を行い常設の委員会となり、同委員会の機能は、他の学部・研究科においても必要なことから、全学的に入試検証委員会を整備し活動するまでに至っている。

(大大評2-6 大学・大学院ホームページ 「大学評価」)

(大大評2-16 入試検証委員会の設置について)

(大大評2-17 順天堂大学入学者選抜の検証要領・大学院入学者選抜の検証要領)

(2) COVID-19 感染拡大防止に伴う遠隔授業等の導入

2019(令和元)年度の自己点検・評価報告書では、新型コロナウイルス(COVID-19)感染症の拡大が予想されたことから、対面授業に代えて、遠隔授業等の対応を検討する必要があることを問題点として挙げている。全学的な対応としては、学生の通信環境を調査し、希望する学生には、Wi-Fiルーターを貸与し、費用の半額を補助する対応をとった。各学部・研究科では、授業内容により、オンライン双方向型、オンデマンド型、対面授業とオンライン授業を組み合わせたハイブリッド型(一部ハイフレックス型)等で授業が運営された。授業の対応方針の策定や遠隔授業に関するFD活動も行われた。専用サイトを立ち上げ、遠隔授業等のノウハウを共有する取り組みも見られた。引き続き、感染状況に応じ、柔軟に対応することが求められ、これまでの対応で得られたことを整理し、オンライン授業を含めた教育の質の改善・向上に継続して取り組んでいる。

(大大評2-18 第14次(令和元年度)自己点検・評価報告書 問題点及び改善策 まとめ)

(3) 授業評価アンケートの改正

全学的に、授業毎の授業評価アンケート(出席票を兼ねたもの)を実施しているが、授業改善に活かすためには、アンケート内容の充実を図る必要があった。また、質問内容も学部・研究科毎に異なることから、全学的に集計・分析できるように質問項目を共通化する必要があった。2022(令和4)年度より、授業毎の授業評価アンケート項目の設問と対象となる授業を変更し、授業科目終了時アンケートを新規に実施するようにした。授業毎の授業評価アンケートは、設問を精査して全学部・研究科で共通とし、オムニバス形式の授業は必須とするが、それ以外の授業は実施の要否を学部・研究科毎に判断することとした。また、授業科目終了時アンケートは、全授業科目で必須とし、アンケートデータについては情報戦略・I R推進室が全学的に集計・分析して結果を各学部・研究科にフィードバッ

第2章 内部質保証

クすることを検討している。

(大大評2-19 内部質保証推進委員会(R3-1)議事録_令和3年4月)

(大大評2-20 内部質保証推進委員会(R3-2)議事録_令和3年5月)

(大大評2-21 内部質保証推進委員会(R3-3)議事録_令和3年7月)

(4) GPAに関する指標(評価・素点・GP)の統一

自己点検・評価報告書では、GPAの活用について説明しているが、指標(評価・素点・GP)の定め方は学部・研究科ごとにばらつきがあった。最高評価をS評価とする学部もあればA評価にする学部もあった。また、A評価でも素点幅を20点に取る学部もあった。2021(令和3)年11月、内部質保証推進委員会にて協議し、大学として指標を統一した。2022(令和4)年度より、運用を開始している。更に、2022(令和4)年には、成績評価が各科目の到達目標の達成度評価となるように各評価(S, A, B, C, D)の達成度の説明文(評価基準)について全学的な統一を図った。

(大大評2-22 GPA指標の統一について)

(大大評2-23 成績評価基準の統一について)

4)自己点検・評価では、現状把握はされているものの、問題点としては挙げられなかつたが、内部質保証推進委員会として、更なる教育の質向上に繋がると考えて対応した事項は次のとおりである。

(1)障がいのある学生の支援に関する基本方針制定

自己点検・評価においては、『学生の支援に関する方針』の中で、一部、障がい学生に対する支援方針を明示していることは確認していたが、同方針は、学生全般を対象にしたもので、障がい学生を主な対象としたものではなかったことから、内部質保証推進委員会において『障がいのある学生の支援に関する基本方針』を制定することを発案し、必要な手続きを経て制定し、HPに掲載する等、学内外への周知を図った。

(大大評2-24 障がいのある学生支援に関する基本方針制定)

(2)経常費補助金[一般補助]教育の質に係る客観的指標調査を用いた教育の質向上の取り組み

自己点検・評価において、同調査で示されている補助要件は、各部門にて現状把握はなされているが、更なる質向上を目指し、同調査の補助要件を活用し、全学的に要件を満たせるように取り組んでいる。内部質保証推進委員会にて、対応が可能と考えられる補助要件について、要点整理と今後の対応・注意点を示し、各部門の対応状況をフォローしている。例えば、2020(令和2)年度には、GPA制度を進級判定・卒業判定・退学勧告のいずれかの基準として用いること、ディプロマ・ポリシーと当該授業科目の関連性をシラバスに明記すること(全科目)、単位認定・学位授与・卒業判定等とは別に学修成果を把握すること、学生による授業評価結果を活用した授業の改善を図るための制度的取り組み(顧彰、改善計画提出、FD等)等について対応した。2021(令和3)年度には、全学的な授業評価アンケート結果の公表、新たなシラバス統一フォーマットの整備による記載もれ対策、学修成果の把握としてアセスメント・テスト整備、コンピテンシー達成度アンケート実施等の進捗が見られた。2022(令和4)年度には、履修系統図の作成等を活用した教育課程編成の改善、入学期前教育や初年次教育の実施、全学部複数学年での学修の成果の把握等について議論した。

第2章 内部質保証

- (大大評2-25) 内部質保証推進委員会(R2-5)議事録_令和2年12月)
- (大大評2-26) 内部質保証推進委員会(R2-5)資料「令和2年度 教育の質に係る客観的指標調査」_令和2年12月)
- (大大評2-27) 内部質保証推進委員会(R3-6)議事録_令和3年11月)
- (大大評2-28) 内部質保証推進委員会(R4-5)議事録_令和4年10月)

(3) 学修成果の把握・可視化への対応

2020(令和2)年度には、内部質保証推進委員会にて、「教学マネジメント指針」に基づき、単に授業科目ごとの成績評価を示すだけでは学修成果の把握としては不十分で、様々な指標を組み合わせて、ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標の達成状況を明らかにすることが必要であることを説明し、全学的に学修成果の把握・可視化に取り組むことを確認している。学修成果の把握・可視化への取り組みを推進するため、内部質保証推進委員会委員長が主導し、ディプロマ・ポリシーと卒業時コンピテンシーの設定、学年進行に沿ってマイルストーン毎に「コンピテンシーの獲得の到達レベル」の明示、コンピテンシーの獲得を測定する評価法の開発及び結果の公表状況について、取り組みが先行する医療看護学部、保健看護学部、保健医療学部と打合せを行い、進捗状況を確認し、今後の対応を協議している。2021(令和3)年度には、内部質保証推進委員会にて、コンピテンシー評価に関する他学事例の共有、各学部・研究科の学修成果の測定方法の情報共有を図った。また、学修成果の可視化の前提として、アセスメントの定義や方法について再確認を行った。2022(令和4)年度には、ループリック評価の活用事例を共有し、成績評価基準の統一についても協議を行った。大学全体のアセスメント・プランに基づき、学修成果の検証も行った。

- (大大評2-29) 内部質保証推進委員会 (R2-6-1) 学修成果把握・可視化の取り組みに関する打合せ議事録_令和3年1月)
- (大大評2-19) 内部質保証推進委員会(R3-1)議事録_令和3年4月)
- (大大評2-30) 学修成果の測定方法)
- (大大評2-31) 内部質保証推進委員会(R3-7)議事録_令和4年3月)
- (大大評2-32) 内部質保証推進委員会(R4-1)議事録_令和4年4月)
- (大大評2-33) 内部質保証推進委員会(R4-2)議事録_令和4年5月)
- (大大評2-34) 内部質保証推進委員会(R4-3)議事録_令和4年6月)

5) 行政機関への対応として、文部科学省から認可を受けた学部設置及び定員増申請については、アフターケア(AC)期間における設置計画履行状況報告書を提出し、適切に対応している。

開設年度	AC期間	学部学科名	設置区分
2018(平成30)年度	2019(平成31)～2022(令和4)年度	保健医療学部理学療法学科 〃 診療放射線学科	学部設置認可
2018(平成30)年度	2019(平成31)～2022(令和4)年度	国際教養学部国際教養学科	収容定員変更認可
2021(令和3)年度	2021(令和3)年～2024(令和6)年度	スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科	学部学科設置届出
2022(令和4)年度	2022(令和4)年～2026(令和9)年度	医療科学部臨床検査学科 〃 臨床工学科	学部設置届出

第2章 内部質保証

2022(令和4)年度	2022(令和4)年～2027(令和9)年度	医学部医学科	収容定員変更認可
2022(令和4)年度	2022(令和4)年～2025(令和7)年度	医療看護学部看護学科	収容定員変更認可
2022(令和4)年度	2022(令和4)年～2025(令和7)年度	保健看護学部看護学科	収容定員変更認可

(大大評2-35 設置計画履行状況報告書)

6) 2018(平成30)年12月14日に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」を受けて、2020(令和2)年2月、大学基準協会から、2016(平成28)年度に認定を受けた「適合」判定を取り消され、「不適合」に変更された。これを受け、本学は、指摘事項を真摯に受け止め改善に取り組み、2020(令和2)年7月～10月に追評価を受審し、2021(令和3)年3月、大学基準に「適合」しているとの認定を受けている。同時に、2016(平成28)年度の大学評価で指摘された5つの努力課題についても評価を受け、概ね適切な改善がなされているが、医学部医学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.01と高いので、引き続き検討が望まれると評価されている。その後、更なる改善に取り組み、2022(令和4)年度までの5年間の同比率は、1.00となっている。

(大大評2-36 順天堂大学に対する追評価結果)

(大学基礎データ 表2)

7) 分野別評価について、本学医学部は、2016(平成28)年3月に一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)に自己点検評価書を提出し、同年6月に実地調査を受け、世界医学教育連盟(WFME)の国際基準に基づく「医学教育分野別評価基準日本版Ver.1.30(2015年4月版)」による評価を受けた。2018(平成30)年12月14日付で文部科学省より「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査」の最終まとめが公表されたことを受け、2019(平成31)年4月、日本医学教育評価機構(JACME)より審議停止が通達された。この結果を真摯に受け入れ、本学医学部は第三者委員会等による社会的説明責任を果たし、入学者選抜における公正性の確保等の改善に取り組んだ。その後、2019(令和元)年6月、文部科学省による書面調査及び訪問調査の結果、緊急調査(書面調査及び訪問調査)において指摘された事案は全て改善され、大学設置基準第2条の2の趣旨に反する不適切な事案は確認されなかつたとの通知があった。第三者委員会による調査は継続され、2019(令和元)年10月31日に最終調査報告書を受領し、「体制整備及びガバナンスの強化」「透明性・客観性の確保」「入試の公正性確保のための不断の点検・評価及び見直しの実施」についての提言を受けた。最終調査報告書については、翌11月1日にホームページで公表を行った。2020(令和2)年3月に医学教育分野別評価基準日本版Ver.2.31を基に、関連する領域4.1(入学方針と入学選抜)、4.2(学生の受け入れ)に関して「医学部入学者選抜に関する改善報告書」を提出し、ヒアリングを受けた結果、審議停止されていた評価が再開され、2020(令和2)年4月1日付にて認定された。認定期間は2020(令和2)年4月1日から2024(令和6)年3月31日となった。評価結果は、「基本的水準」では、36項目中、適合29項目、部分的適合7項目、不適合0項目、「質的向上のための水準」では、36項目中、適合29項目、部分的適合6項目、不適合0項目、評価実施せず1項目となり、概ね良好な評価であった。評価報告書の総評では次の点について改善が求められている。

第2章 内部質保証

- ・6年間の教育成果を明らかにするために、カリキュラムの連携を明らかにしてカリキュラム評価をさらに推進すべきである。
- ・医学部教学IRは、学生の進歩を知識だけでなく、パフォーマンス等の技能・態度の評価を含めて集積、分析し、教育改善を行うべきである。

上記の改善事項に加え、各評価項目において「部分的適合」とされ、「改善のための示唆」「改善のための助言」が付された評価項目については、カリキュラム委員会、教務委員会、医学教育研究室を中心としたワーキンググループによって改善案を策定のうえ、実施した。年次報告書として、2021(令和3)年8月及び2022(令和4)年8月にそれぞれ提出し、改善状況を報告している。次回の受審予定は、2023(令和5)年3月に自己点検評価報告書を提出し、6月に実地調査を受ける予定である。

(大大評2-37 医学部・医学研究科ホームページ 医学教育分野別評価の認定について)

8)点検・評価における客観性、妥当性の確保の仕組みは次のとおりである。

- (1)学外有識者からなる外部評価委員会を設置し、本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みの客観性・妥当性・有効性について、第三者の立場から評価を受け、その結果を公表している。

(大大評2-6 大学・大学院ホームページ 「大学評価」)

- (2)各部門で行われた自己点検・評価の客観性・妥当性については、自己点検・評価運営委員会において大学全体の視点で確認を行い、自己点検・評価報告書として纏めている。

9)教職課程に関する点検評価は、2021(令和3)年度を基準に教職課程センターにて実施している。

(大大評2-38 教職課程における自己点検・評価)

10)2020(令和2)年4月より、COVID-19感染防止の観点から、対面授業に代えて、遠隔授業で対応する必要が生じたため、同月、その対応について内部質保証推進委員会にて審議し、次のとおり学則を改正した。同時双方向型の遠隔授業やオンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行えること(多様なメディアを高度に利用した授業)を規定し、学部における修得単位は、文科省が定める60単位を超えないものとした。関連して、遠隔授業の過程における資料のインターネット送信に係る著作権については、個別の許諾を要することなく、様々な著作物をより円滑に利用できるように「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」(サートラス)に登録している。

(大大評2-39 内部質保証推進委員会(R2-1)議事録_令和2年4月)

11)学長は、COVID-19に関する対応について、法人HPに専用サイト「新型コロナウイルス感染症に関連する対応について」を設け、学生・教職員あてに、適宜、学長メッセージや大学としての方針を発信し、周知を図っている。過去に発信したものうち主なものは、学費延納措置、修学支援制度や奨学金申請手続きの支援、オンライン授業のための通信環境サポート、授業への対応、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応方針についてである。同サイトには、「学長メッセージ」の他、「学生の方へ」、「教職員の方へ」というように対象別に必要な情報がまとめられている。「学生の方へ」の項目では、各学部・研究科の対応をまとめたサイトへのリンクが設定されており、授業・行事、経済的支援、就職支援、課外活動に関する情報等が確認できるようになっている。

(大大評2-40 法人ホームページ 「新型コロナウイルス感染症に関連する対応について」)

第2章 内部質保証

(大大評2-41 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応方針について)

以上のことから、本学の内部質保証システムは、方針及び手続きに基づき有効に機能していると評価する。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

【評価の視点】

- 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 2：公表する情報の正確性、信頼性
- 3：公表する情報の適切な更新

1) 本学では、『学校法人順天堂情報公開取扱要領』に基づき、本学の教育研究活動やその他諸活動の状況を公表している。2011(平成23)年4月1日施行の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令で示されている公表すべき情報については、ホームページに「情報公開(基本情報)」、「各種方針」という項目を設け、本学の現状を公開している。情報公開が義務付けられた項目以外にも、2019(令和元)年度より、学生の本学に対する満足度や意欲等に関するアンケートの結果を公開している。また、医学部各講座・研究室の研究紹介資料の公開や研究成果の海外メディア向けプレスリリース等、本学の教育研究活動について社会に対し情報発信を行うための有効な施策を検討し実行している。

- (大大評1-11 法人ホームページ 「順天堂について」「情報公開(基本情報)」)
- (大大評2-11 法人ホームページ 「各種方針」)
- (大IR2-1 学校法人順天堂情報公開取扱要領)
- (大IR2-2 法人ホームページ 「学生アンケート調査結果」)
- (大IR2-3 法人ホームページ 「医学部・医学研究科 講座・研究室紹介」)
- (大IR2-4 EurekAlert! プレスリリース記事)

2) 同省令改正により求められた、教員の教育研究活動状況に関する情報公開については、研究者情報データベースをホームページに掲載することにより実施している。更に、「研究者情報データベース」について公開項目やデザイン見直しを予定しており、より効果的な情報公開の方法を検討中である。また、コロナ禍における本学教員によるCOVID-19に関連する研究成果等を纏めたWebサイトを2021(令和3)年4月に公開し、発表情報は2023(令和5)年3月末には337件に達した。世界の教育・研究の質向上に資することを目的とし、本学教員の教育・研究活動を継続的・主体的に社会に発信している。

- (大研戦2-1 大学・大学院ホームページ 「研究活動」「研究者情報データベース」)
- (大研戦2-2 大学・大学院ホームページ 「研究活動」「COVID-19に関連する研究等の発表」)

3) 自己点検・評価結果については、毎年度、冊子「自己点検・評価報告書」を刊行するとともにホームページにも公開し、社会に対する説明責任を果たしている。外部評価委員会の評価結果及び認証評価結果に関しても、ホームページに公表している。教職課程に関する点検・評価の結果も同様にホームページに公表している。

- (大大評2-6 大学・大学院ホームページ 「大学評価」)

第2章 内部質保証

(大大評2-38 教職課程における自己点検・評価)

4)財務情報については、ホームページ「情報公開（基本情報）」の中に項目を設け、各種計算書類を公開している。また事業報告書も公開しており、同報告書内にて資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表に関する概要を説明している。また、財務状況の経年推移を示すグラフや図表も掲載されており、閲覧者の理解がより深まるように工夫をしている。

(大大評1-11 法人ホームページ 「順天堂について」「情報公開（基本情報）」)

5)本学の諸活動の取り組みについては、大学ホームページに「順天堂NEWS」、「順天堂大学について」、「教育」、「研究活動」、「社会価値創造」、「学生生活・キャリア」、「入試情報」等の項目に分けて掲載し、社会に対する説明責任を果たしている。更に、独自サイト「GOOD HEALTH Journal」を開設し、医療・健康・スポーツに関わる教育・研究・臨床、教職員の活動の紹介等の情報発信を通じ、本学活動へのより深い理解促進を図っている。

(大文広2-1 法人ホームページ 順天堂NEWS)

(大文広2-2 特設サイト GOOD HEALTH Journal)

**点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

【評価の視点】

- 1 : 全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 2 : 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- 3 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

1)全学的な自己点検・評価は、毎年度実施し、問題点とその改善状況は、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会で検証された後、学長に報告される。学長は更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという流れで、教育・研究及び大学の諸活動の質を保証する一連のPDCAサイクルを回すようになっている。

(大大評2-42 自己点検・評価運営委員会(R4-1)議事録_令和4年5月)

(大大評2-33 内部質保証推進委員会(R4-2)議事録_令和4年5月)

2)2020(令和2)年度から、学外有識者で構成される外部評価委員会から、本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みについて、客觀性・妥当性・有効性に関する評価を受けており、学長は、同評価委員会の評価結果のうち必要と考える事項については、当該部門の長に対してその改善の実施を求めることがなっている。2020(令和2)年度は、改善を要する指摘はなかった。2021(令和3)年度は、以下の2点について提言を受けた。学長からの指示に基づき、内部質保証推進委員会を中心にそれらの対応を検討し、改善に取り組んでいる。その内容の適切性の検証については、大学協議会にて行っている。

提言①：委員会諸規程の全体に関係することであるが、委員会等をオンラインにより開催することに関する規程を整備することが望まれる。

提言②：学生からの成績の不服申し立てに関する制度を整備することが望まれる。

提言①については、COVID-19の感染拡大に関連した規約整備となる。本学では、既にCOVID-19の感染対策として会議や委員会をオンラインで開催していたが、提言を受けたような規程は整備されていなかったことから、2021(令和3)年11月1日に内部質保証推進委員会で協議し、規約制定に至る必要な手続きを経て、オンラインによる会議等の運営方法を定めた規則

第2章 内部質保証

を制定した(2021(令和3)年12月施行)。同規則に基づき、機密情報の漏洩防止等に努めて、会議や委員会を適切に運営していくこととなった。

提言②については、これまで一部の学部で成績評価に係わる異議申し立ての手続きを定めていたが、全学的にこのような制度を定めた規約がなかった。この件に関しても2021(令和3)年11月1日に内部質保証推進委員会で協議したところ、学生の成績評価の確認及び異議申し立ての手続きを定めた要領を制定し、運用していくこととなった。2022(令和4)年度から施行しており、内部質保証推進委員会にて申請件数とその対応状況を確認している。

2022(令和4)年度は、「順天堂大学内部質保証に関する規程」第4条第3項について、各部門長からの報告と学長の承認との対応関係を明確にした方が良いとの指摘を受けた。この提言に対しては、学長の指示に基づき、内部質保証推進委員会を中心に改正案を検討し、必要な手続きを経て同規程を改正した。

上記の他、外部評価委員会では、本学のCOVID-19への対応について、オンライン授業・ハイブリッド授業の運営が適切・妥当であったこと、入試におけるCOVID-19への対応・対策も適切・妥当であったことが評価されている。

(大大評2-43 内部質保証推進委員会(R3-5)議事録_令和3年11月)

(大大評2-44 会議等の開催方法の特例に関する規則)

(大大評2-45 成績評価の確認及び成績に対する異議申立て要領)

(大大評2-6 大学・大学院ホームページ 「大学評価」)

3)本学の内部質保証システム(全学的なPDCAサイクル)は、自己点検・評価及び内部質保証の取り組みを基盤とし、それらの客觀性・妥当性・有効性について、学外の有識者から成る外部評価委員会からの評価を受けるというように重層的に設計されている。内部質保証システム自体の適切性、有効性の検証については、毎年度の内部質保証推進委員会及び外部評価委員会における審議内容並びに各部門の対応状況を学長が主宰する大学協議会に報告することにより、同協議会において全学的なPDCAサイクルが回り、教育・研究等に関する内部質保証の取り組みの実効性が確保されているかどうかを検証している。

(大大評2-46 大学協議会議事録(令和4年7月))

(大大評2-47 大学協議会議事録(令和4年11月))

(大大評2-14 第16次(令和3年度)自己点検・評価報告書 問題点及び改善策 まとめ)

以上のことから、本学は、内部質保証システムの適切性について、毎年度、内部質保証推進委員会及び外部評価委員会の審議内容や各部門の対応状況を学長主宰の大学協議会に報告することにより、検証していると評価する。

(2) 長所・特色

《自己点検・評価を通じた内部質保証の推進》

1)本学では、恒常的・継続的に教育・研究及び諸活動の質を保証し、更なる向上を図るため、自己点検・評価を、毎年度、実施している。学部・研究科等の各部門で点検・評価した内容をもとに、大学全体の視点で自己点検・評価を行い、把握した問題点の改善に取り組む仕組みを構築している。自己点検・評価報告書は冊子に纏め、学内に配布するとともに、ホームページに公表している。

第2章 内部質保証

自己点検・評価の結果、明らかになった問題点に対する改善活動の主体は、当該学部・研究科における教授会や研究科委員会及びその下部組織にあたる各種委員会であるが、全学的な対応が必要な場合には、内部質保証推進委員会が改善を支援することとしている。その改善状況については、内部質保証推進委員会委員長が改善状況報告書の提出を求め、自己点検・評価運営委員会及び内部質保証推進委員会にて改善状況の確認を行い、学長に報告される。学長は、更なる改善が必要な場合には、必要な指示を出すという流れで、本学の教育・研究及び諸活動の質を保証する一連のPDCAサイクルを回しており、継続して、全学的な内部質保証の取り組みを推進していく。

(大大評2-6 大学・大学院ホームページ 「大学評価」)

《全学的な学生の受け入れの公正性・適切性の検証》

2) 内部質保証推進委員会では、学生の受け入れの公正性・適切性について、各学部・研究科の入試検証委員会の検証結果を踏まえた自己点検・評価報告書の内容に基づき、全学的観点からの検証を行い、必要な改善を図っている。これらの学内における入試の適切性の検証プロセスは、外部評価委員会においても適切と評価されている。

(大大評2-34 内部質保証推進委員会(R4-3)議事録_令和4年6月)

(大大評2-28 内部質保証推進委員会(R4-5)議事録_令和4年10月)

《積極的な情報公開と情報活用》

3) 大学の情報公開については『学校法人順天堂情報公開取扱要領』を策定し、個人情報の保護・漏出防止に配慮しながら、ホームページ、広報誌によって適宜、必要な情報を開示している。毎年度、事業報告書を作成しており、財務情報を含めて、広報誌「順天堂だより」において、詳細な解説を付して掲載し、教職員、学生、保護者、卒業生のほか大学関係者にも配布している。また、学校法人基礎調査（日本私立学校振興・共済事業団）における「教育情報調査」のデータを収集し、日本私立学校振興・共済事業団ホームページから「大学ポートレート」として情報公開するとともに、学内ホームページで公的資金の採択状況や学内の各研究所・研究センターの研究業績等の研究情報、産学官連携活動等についても積極的に情報発信している。

今後は、教育・研究に関する大学の情報を情報戦略・IR推進室で一元的に管理し、社会的説明責任を果たすため、ホームページ内外に散在する情報を情報戦略・IR推進室のページに集約し公開する予定である。情報戦略・IR推進室は、公正かつ透明性の高い法人運営及び法人が設置する学校の教育・研究の質向上に資するように、各種施策を企画・立案していく組織である。現在は学修成果の可視化及び授業評価アンケートの改革に取り組んでおり、2022(令和4)年度4月より稼働開始の教務システムで運用を開始した。データ分析結果をもとに教育の質向上に繋げるPDCAサイクルの確立と学修者本位の教育の実現を目指している。

(大大評1-11 法人ホームページ 「順天堂について」「情報公開（基本情報）」)

(大大評2-11 法人ホームページ 「各種方針」)

(大IR2-1 学校法人順天堂情報公開取扱要領)

(大IR2-5 法人ホームページ 「順天堂大学データ集」)

(大IR2-6 大学・大学院ホームページ 「研究活動」「研究費採択データ」)

(大IR2-7 大学・大学院ホームページ 「研究活動」「研究業績データ」)

(大IR2-8 大学・大学院ホームページ 「研究活動」「産学官連携」)

第2章 内部質保証

- (大IR2-9 UNIPA RX 学修ポートフォリオ概要)
(大IR2-10 授業評価アンケート運用方法について)

(3) 問題点

『新設学部・研究科における自己点検・評価』

1) 本学では、2022(令和4)年度の新キャンパス(浦安・日の出キャンパス)の開校とともに、新学部の開設が続く(第Ⅰ期: 医療科学部、第Ⅱ期: 健康データサイエンス学部、第Ⅲ期: 薬学部(仮称))。また、本郷・お茶の水キャンパスでも、2023(令和5)年度に大学院保健医療学研究科(修士課程)、2024(令和6)年度に大学院国際教養学研究科(修士課程)(仮称)の開設が続く。これらの新設組織においても、既存組織と同様に、自己点検・評価を行い、質保証に取り組んでいく必要がある。それぞれ点検・評価体制を整備し、全学的な内部質保証活動の中に組み込んでいく予定である。

(4) 全体まとめ

本学では、教育研究等の状況が適切な水準にあることを自らの責任で説明し証明していくため、『内部質保証に関する方針』、『順天堂大学内部質保証に関する規程』、『順天堂大学自己点検・評価に関する規程』を定め、自己点検・評価を基盤とする内部質保証推進体制を整備している。各部門は毎年度、自己点検・評価の結果を基に、自ら改善活動を行い、その改善状況を学長に報告することにより、学長の責任の下で全学的にPDCAサイクルを回す内部質保証システムとなっている。改善の進捗状況は、翌年度末までに改善状況報告書としてまとめられ、全学的に検証される仕組みになっている。

また、第三者の立場から、本学の自己点検・評価及び内部質保証の取り組みについて、その客觀性・妥当性・有効性を評価する外部評価委員会を設け、毎年度、評価を受けている。指摘事項については、学長の指示に基づき、内部質保証推進委員会を中心に対応している。

この他、自己点検・評価においては課題として認識されていないが、本学の教育の質向上に繋がると考えられる事項については、内部質保証推進委員会が中心となって対応し、質向上を図っている。

文部科学省や大学基準協会からの指摘事項については、適切に対応している。文部科学省から認可を受けた学部設置及び定員増申請については、アフターケア(AC)期間における設置計画履行状況報告書を提出しており、警告、是正意見、改善意見、留意事項の指摘は受けていない。また、医学部入試における不適切な取り扱いに関し、2019(令和元)年度に大学基準協会から受けた大学基準「不適合」判定については、2020(令和2)年度に受けた追評価の結果、問題点は改善されたことが認められ、大学基準「適合」の判定を得ている。

情報公開については、自己点検・評価報告書、大学の基本情報、修学上の情報、財務情報等を始め、本学への理解を深められるように本学の諸活動に関する情報を幅広くホームページに公開し、社会に対する説明責任を果たしている。

第2章 内部質保証

(5) 根拠資料

資料No.	各部署の 資料整理No.	資料名称
1	大大評2-1	内部質保証に関する方針
2	大大評2-2	順天堂大学内部質保証に関する規程
3	大大評2-3	順天堂大学自己点検・評価に関する規程
4	大大評2-4	順天堂大学外部評価委員会規程
5	大大評2-5	順天堂大学内部質保証推進体制図
6	大大評2-6	大学・大学院ホームページ 「大学評価」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/evaluation/
7	大大評2-7	内部質保証推進委員会 委員一覧
8	大大評2-8	自己点検・評価運営委員会 委員一覧
9	大大評2-9	順天堂大学大学評価支援室運営規則
10	大大評2-10	順天堂大学大学協議会規則
11	大大評2-11	法人ホームページ 「各種方針」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/policy/
12	大大評2-12	3つのポリシー及びアセスメント・ポリシー改正要否の検討について
13	大大評2-13	各学部・研究科における自己点検・評価報告書
14	大大評2-14	第16次(令和3年度)自己点検・評価報告書 問題点及び改善策 まとめ
15	大大評2-15	第16次改善状況報告書 (抜粋)
16	大大評2-16	入試検証委員会の設置について
17	大大評2-17	順天堂大学入学者選抜の検証要領・大学院入学者選抜の検証要領
18	大大評2-18	第14次(令和元年度)自己点検・評価報告書 問題点及び改善策 まとめ
19	大大評2-19	内部質保証推進委員会(R3-1)議事録_令和3年4月
20	大大評2-20	内部質保証推進委員会(R3-2)議事録_令和3年5月
21	大大評2-21	内部質保証推進委員会(R3-3)議事録_令和3年7月
22	大大評2-22	GPA指標の統一について
23	大大評2-23	成績評価基準の統一について
24	大大評2-24	障がいのある学生支援に関する基本方針制定
25	大大評2-25	内部質保証推進委員会(R2-5)議事録_令和2年12月
26	大大評2-26	内部質保証推進委員会(R2-5)資料「令和2年度 教育の質に係る客観的指標調査」_令和2年12月
27	大大評2-27	内部質保証推進委員会(R3-6)議事録_令和3年11月
28	大大評2-28	内部質保証推進委員会(R4-5)議事録_令和4年10月
29	大大評2-29	内部質保証推進委員会 (R2-6-1) 学修成果把握・可視化の取り組みに関する打合せ議事録_令和3年1月
30	大大評2-30	学修成果の測定方法
31	大大評2-31	内部質保証推進委員会(R3-7)議事録_令和4年3月
32	大大評2-32	内部質保証推進委員会(R4-1)議事録_令和4年4月

第2章 内部質保証

全学
2章

内部質保証

資料No.	各部署の資料整理No.	資料名称
33	大大評2-33	内部質保証推進委員会(R4-2)議事録_令和4年5月
34	大大評2-34	内部質保証推進委員会(R4-3)議事録_令和4年6月
35	大大評2-35	設置計画履行状況報告書 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/
36	大大評2-36	順天堂大学に対する追評価結果 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/evaluation/
37	大大評2-37	医学部・医学研究科ホームページ 医学教育分野別評価の認定について https://www.juntendo.ac.jp/academics/faculty/med/education/jacme_certificate/
38	大大評2-38	教職課程における自己点検・評価 https://www.juntendo.ac.jp/academics/faculty/hss/education/qualification/ https://www.juntendo.ac.jp/academics/faculty/ila/career/teacher_training/
39	大大評2-39	内部質保証推進委員会(R2-1)議事録_令和2年4月
40	大大評2-40	法人ホームページ 「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」 https://www.juntendo.ac.jp/news/07973.html
41	大大評2-41	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応方針について
42	大大評1-11	法人ホームページ 「順天堂について」「情報公開(基本情報)」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/information/
43	大IR2-1	学校法人順天堂情報公開取扱要領
44	大IR2-2	法人ホームページ 「学生アンケート調査結果」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/questionnaire/
45	大IR2-3	法人ホームページ 「医学部・医学研究科 講座・研究室紹介」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/ir/
46	大IR2-4	EurekAlert! プレスリリース記事 https://www.eurekalert.org/news-releases/974254
47	大研戦2-1	大学・大学院ホームページ 「研究活動」「研究者情報データベース」 https://kenkyudb.juntendo.ac.jp/
48	大研戦2-2	大学・大学院ホームページ 「研究活動」「COVID-19に関する研究等の発表」 https://www.juntendo.ac.jp/about/university/covid-19/
49	大文広2-1	法人ホームページ https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/media/
50	大文広2-2	特設サイト GOOD HEALTH Journal https://goodhealth.juntendo.ac.jp/
51	大大評2-42	自己点検・評価運営委員会(R4-1)議事録_令和4年5月
52	大大評2-43	内部質保証推進委員会(R3-5)議事録_令和3年11月

第2章 内部質保証

資料No.	各部署の資料整理No.	資料名称
53	大大評2-44	会議等の開催方法の特例に関する規則
54	大大評2-45	成績評価の確認及び成績に対する異議申立て要領
55	大大評2-46	大学協議会議事録(令和4年7月)
56	大大評2-47	大学協議会議事録(令和4年11月)
57	大IR2-5	法人ホームページ 「順天堂大学データ集」 https://www.juntendo.ac.jp/about/pr/ir/
58	大IR2-6	大学・大学院ホームページ 「研究活動」「研究費採択データ」 https://www.juntendo.ac.jp/research/data/adopt/
59	大IR2-7	大学・大学院ホームページ 「研究活動」「研究業績データ」 https://www.juntendo.ac.jp/research/data/gyoseki/
60	大IR2-8	大学・大学院ホームページ 「研究活動」「産学官連携」 https://www.juntendo.ac.jp/research/collaboration/kyodokenkyukouza/index.html
61	大IR2-9	UNIPA RX 学修ポートフォリオ概要
62	大IR2-10	授業評価アンケート運用方法について